彩都の丘学園 部活動方針

令和元年(2019年)度

1. 部活動の目的

部活動は、学校教育の一環として行うもので、学校教育がめざす生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしている。単に知識、技術、競技力を向上させるだけでなく、多様な活動や経験を通して、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものである。

2. 運営について

- (I)毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し、理解と協力を求める。
- (2) 児童生徒数や教員数の状況をふまえ、指導内容の充実、児童生徒の安全の確保、教員の負担が過度にならぬよう、顧問の複数人員の配置や部活動に関する規定を適宜見直す。

3. 休養日の設定について

- (1)週末の休養日に関しては、「部活動休養日の取り扱いについて」(平成30年3月6日付け 箕子教第150号)を必ず遵守して、休養日は週2日以上設定する。(水曜日は基本部活なし)なお公式戦等で、週2日以上の休養日が設定できない場合は、休養日を他の日(定期考査期間等を含む)に振り替える等、部ごとに年間で少なくとも104日以上の休養日を設定する。
- (2) I 日の活動時間は、大阪府部活動の在り方に関する方針(平成3 I 年2月)で、「平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度」と示されていることを踏まえ、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的な活動を行うよう努める。

4. 指導について

- (1)児童生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰、ハラスメントの根絶を徹底する。また 威圧的な言動等による指導を行わない。
- (2) 児童生徒とコミュニケーションを十分に図り、科学的で合理的、効果的な指導により、 休養を適切に取りつつ、時間の長さによらない指導を行う。
- (3) 近年の、気象変動等により、暑熱環境が悪化している。とりわけ夏季の部活動におけるこまめな水分塩分補給に留意し休憩をとるとともに、健康観察を徹底し事故防止対策を講じる。その際、「学校諸学校における熱中症事故予防に係る対応方針について」(平成30年7月20日付け 箕子学第63号)で示されたように対応する。